

富士見文化芸術振興条例(逐条解説)

1. 文化芸術振興条例を策定する意義

○富士見市は第5次基本構想の中で「ひととまちがキラリと輝く市民文化交流都市」を将来都市像としています。身近な地域で市民が文化芸術にふれ、自ら参加、創造、発信できるよう「富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ」をはじめ、市内公共施設を拠点とした文化芸術の施策をすすめています。文化芸術の振興で、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりを推進します。文化芸術振興条例はそのための法整備です。

○平成13年に文化芸術振興基本法が成立し、地方自治体に文化芸術の振興の施策展開の努力目標が課せられました。そのため、自治体ごとの基本理念や基本施策を明記した条例制定が求められています。

地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。
(文化芸術振興基本法 第三十五条)

2. (仮称) 富士見市文化芸術振興条例の特色

① 条文内容に関して

* 文化芸術振興の果たすべき役割を、文化芸術活動の醸成に留めず、地域の活性化や子どもの感性や創造性を育むことを言及しました。

(前文・第1条・第7条)

* 自由権的な文化権と社会権的な文化権(事業予算や施設など、文化権を実現するための条件整備)を条文化し市民本位の文化権を規定しました。

(第3条・第6条)

* 施策の進行管理に関わる第三者機関の設置を規定し、継続的な文化芸術の振興を規

定しました。

(第9条)

* 未曾有の大災害を経験したことで、文化芸術の振興の理念のひとつは、文化芸術活動を行う中で人と人との交流が深められることであると規定しました。

(前文・第3条)

② 条例全般に関して

* 条例草案を市民協働で策定したことは貴重な取り組みです。(条例策定を目的とした公募市民を含めた委員会を委嘱し、市民参加で草案を検討したこと)

* 文化芸術の振興の理念や施策の方向性を示した条例の策定は、埼玉県内の市町村(県及び政令市除く)としては初めてとなります。(H24年2月現在)

* 「前文」を規定し方向性を打ち出す条例は、富士見市としては4例目となります。(自治基本条例・男女共同参画推進条例・議会基本条例)

3. 条文内容（逐条解説）

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、いにしえから今日まで長い歴史の間に培われてきた文化の土壌を継承してきました。

また、本市の文化芸術活動は、公民館等で実践されてきた市民の多種多様な活動に加えて、さらに、市民文化会館キラリふじみ等の事業を通じて、私たちの生活の中に根付いてきました。こうした文化的な営みは、多くの市民にとっての誇りでもあります。

文化芸術は、市民一人ひとりの心豊かな生活とまちづくりの活力を育むために、欠くことのできないものです。とりわけ、日頃から多彩で優れた文化芸術に触れることは、次代を担う子どもたちの感性や創造性を豊かにし、生きる力を大きく育てていきます。

文化芸術の振興は、このまちを愛し、このまちに集う人びとの結び付きを生むとともに、このまちを広く発信する上で重要な役割を果たします。

ここに富士見市は、文化芸術のさらなる振興を目指す基本理念や施策を明らかにするため、この条例を制定します。

【概要】

富士見の文化的・歴史的な特性、文化芸術の重要性、当市の文化芸術振興に果たすべき役割を総論として記述した。

【解説】

- ・文化芸術の役割や意義を総論として表した。富士見市の歴史を述べるなかで文化芸術の営みを記した。
- ・富士見市は、市民主体の多種多様な文化活動が地域の公民館等で実践され、そのことが礎となって文化が私たちの生活に根付いてきたという本市の独自の文化芸術活動の歩みを述べた。
- ・文化芸術の振興が社会のなかで果たす役割を述べた。果たす役割の一つである「市民一人ひとりの心豊かな生活」とは、心の平穏だけでなく物質的な豊かさも含めた一人ひとりの幸せな生活を意味する。
- ・未来を担う子どもたちに果たす役割の重要性を記述した。

・文化芸術の振興を通じての人と人の結びつきと富士見市の施策を通じて世界へも視野に入れた多くの地域へ発信していきたいという文化芸術の振興への期待を記した。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民、団体及び市の役割を明らかにするとともに、市民及び団体が主体的に文化芸術活動に取り組む施策を推進し、もって市民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【概要】

条例に規定する基本事項とともに、この条例の目指すべきものを条文化した。

【解説】

- ・この条例が富士見市の文化芸術に係る基本理念や施策の基本であるということを第一義的な目的とした。
- ・文化芸術の振興を市民・団体・行政の協働によって振興するため、「市、市民及び団体の役割」を明らかにすることを述べた。
- ・条例の目的が文化芸術の振興のみでなく、一人ひとりの心豊かな暮らしの実現と文化芸術を活用した地域づくりであることを示した。
- ・「団体」とは、「企業・教育機関(学校や社会教育機関)・特定非営利活動法人・文化芸術団体・地域の団体(町会や商店会等)等」。文化芸術の振興に様々な立場から関わる広い意味での団体を指している。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、感性を豊かにするもので、多様な文化芸術領域を含むものとする。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又は発信することをいう。

【概要】

「文化芸術」「文化芸術活動」の定義、領域や責任分野を条文化した。

【解説】

- ・「文化芸術」の定義は、固定化できる概念ではなく、「自然」と同じように多様な領域であることを述べた。
- ・この条例における、「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を「鑑賞すること」「参加すること」「創造すること」「発信すること」とした。
- ・文化芸術活動の一環である「参加すること」とは、文化芸術を支援する活動も含めた広義の意味の文化芸術への参加と位置づけている。

（基本理念）

第3条 文化芸術の振興に関する本市の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術活動を行うことは市民及び団体の権利であり、これを尊重する。
- (2) 文化芸術活動を行う市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する。
- (3) 市民及び団体が文化芸術活動を等しく行うことができる環境を整備し、その活動を支える人材の育成を図るよう配慮する。
- (4) 文化芸術活動を通じて人と人との交流が深められるよう配慮する。
- (5) 地域の伝統的な文化芸術が将来にわたり引き継がれるよう配慮する。
- (6) 文化芸術活動を行う市民及び団体並びにそれ以外のものの意見が反映されるよう配慮する。

【概要】

文化芸術を振興する原則や目標を条文化した。文化芸術振興の大綱ともいえる条文となる。

【解説】

- ・「文化芸術」は、憲法13条(生命・自由・幸福追求権)や憲法21条(表現の自由)の規定で保障された市民の権利であり第一義の基本理念であることを述べた。併せて憲法の規定で保障された市民の文化芸術活動の自主性及び創造性の権利(自由権的文化権)は尊重されることを定めた。このことは、自主性及び創造性の尊重とともに行政の文化芸術の内容への不介入を意味する。
- ・文化芸術活動の整備の必要性と活動を支える人材(芸術家・観客・劇場の職員、協賛企業の社員など具体的に文化芸術活動を支える人たち)の育成を述べた(社会権的文化権)。
- ・文化芸術が人々に癒しや繋がりを創り出す重要な手段であることから、文化芸術活動を通じた交流が図られることを表した。
- ・地域の伝統文化の伝承の必要性を定めた。
- ・文化芸術の振興にあたっては、文化芸術の枠にとられない幅広い市民や団体の意見が反映されることを定めた。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、及び尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

【概要】

文化芸術振興の担い手としての市民の役割を条文化した。

【解説】

- ・文化芸術活動は市民が主役であることから、まず第一に「市民の役割」を定めた。文化芸術活動の担い手とは、文化芸術活動を担う主体、すなわち「すべての市民」を意味している。
- ・市民の認識や自覚、努力目標を示した。

(団体の役割)

第5条 団体は、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努めるものとする。

【概要】

文化芸術振興の担い手としての団体の役割を条文化する。

【解説】

- ・文化芸術活動を行う企業・事業者・NPO等の役割を述べた。団体自らが文化芸術活動の進める努力と社会の一員として、団体が文化芸術の振興に寄与(経済的な支援も含めて)する役割を示した。

(市の役割及び責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【概要】

総合的な施策の推進や予算措置など、市の文化芸術を進行する上での役割や責務を条文化した。

【解説】

- ・文化芸術の振興に関する総合的な施策の実施を市の役割、責務と定めた。
- ・財政措置の努力の必要性を示した。
- ・文化芸術振興基本法では、地方公共団体の施策の実施による社会権的な文化権の確立に努めることを規定していることから、行政の場合は、表題に責務を加えた。

(基本施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 文化芸術の振興のための基本計画の策定、実施及び評価に関すること。
- (2) 市民及び団体が文化芸術活動を行うための場及び機会の提供に関すること。
- (3) 文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。
- (4) 文化芸術活動を支える人材の育成及び支援に関すること。
- (5) 地域に根ざした伝統文化の継承及び活用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な事項

【解説】

- ・市が行う基本的な施策の方向性を明記した。特に(1)では、基本計画の策定に関する事を示し、行政が評価する施策実施を明記した。
- ・(2)で規定する市民及び団体とは、全ての市民及び団体を意味する。(青少年や高齢者、障がいを持つ方々への施策展開を含む)
- ・文化芸術活動を支える人材(文化芸術活動を具体的に支える人たち、芸術家、観客、劇場職員、協賛企業の社員など)の育成、幅広い市民の文化芸術活動への参加促進、伝統文化の継承と活用の必要性を示した。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の作成段階において、次条に規定する推進機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

【概要】

市は文化芸術の振興を総合的に行うための文化芸術基本計画を策定することを条文

化した。

【解説】

- ・文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定することを規定した。市の義務として、基本計画の策定をはじめるときには、計画作成段階から委員会を設置し意見を聴く必要や基本計画決定前に市民からの公聴の機会を設けることを定めた。

(推進機関の設置)

第9条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、推進機関を設置するものとする。

2 推進機関は、文化芸術の振興に関する施策、基本計画の策定等に係る調査検討及び提言を行うものとする。

【概要】

市は基本計画の策定、計画の進行管理・文化芸術施策の評価などを行う第3者機関を設置することを条文化した。

【解説】

- ・文化芸術振興のための第3者機関設置を示した。委員会は、文化芸術に関する施策の進行管理(市民の評価や見直しを含む)を行なう。政策プロセスへの市民参画の推進を目的としている。
- ・第9条で定める委員会とは、報酬を伴う審議会形式ではなく、要綱によって定める市民協働による委員会である。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。